

2014年(平成26年)12月11日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

法人等の市民税並びに軽自動車税，市たばこ税，入湯税及び事業所税の賦課事務に係る放置違反金の納付を命じるために都道府県公安委員会から道路交通法第51条の5第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン作成について
(答申)

2014年11月26日付けで諮問(第692号)された法人等の市民税並びに軽自動車税，市たばこ税，入湯税及び事業所税の賦課事務に係る放置違反金の納付を命じるために都道府県公安委員会から道路交通法第51条の5第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン作成について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

法人等の市民税並びに軽自動車税，市たばこ税，入湯税及び事業所税の賦課事務に係る放置違反金の納付を命じるために都道府県公安委員会から道路交通法第51条の5第2項に基づく照会を受けた場合の個人情報の取扱いに関するガイドラインについては，「3 審議会の判断」に述べるところにより，適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

本事務に係る放置違反金の納付を命じるために都道府県公安委員会から道路交通法第51条の5第2項に基づく照会を受けた場合の個人情報の取扱いに関するガイドライン作成にかかる実施機関の説明は，おおむね次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

平成16年度道路交通法の一部改正により放置違反金の納付を命じるために道路交通法第51条の5第2項の規定に基づき，原動機付自転車等の使用者氏名，住所等の使用者関係情報について，都道府県公安委員会は市町村に照会の協力を求めることができることになった。このことは，藤沢市個人情報保護制度運営審議会において承認をされた目的外に提供する個人情報に限り，諮問の手続きを経なくても目的外提供できるという包括的な取扱いを，平成18年9月14日付藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申211号で承認をすでに受

けている。本件は当該照会に対する個人情報の取扱いに関するガイドラインを作成したので、ガイドラインの内容について諮問するものである。

(2) 藤沢市個人情報保護制度運営審議会への報告について

答申211号にて「ただし、審議会によるチェックを及ぼす必要上、毎年度、審議会に報告することを条件とするものである。」に基づき包括承認以降の放置違反金照会件数の報告を行うものである。

(3) ガイドラインの実施時期

2006年（平成18年）9月14日から施行する。

(4) 提出書類

ア ガイドライン

イ 藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申211号

ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断

本件諮問に対する当審議会の判断は次のとおりである。

本件の諮問にあたって実施機関から提示された「軽自動車税の課税に関して、本市が保有している原動機付き自転車等に係る所有者情報について、放置違反金の納付を命じるために都道府県公安委員会から道路交通法第51条の5第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン」については、おおむね適当と認められるが、個人情報を目的外に提供することに伴い本人通知を省略する場合の条件及び当該本人通知の省略にかかる適否を判断する者についても定めるべきである。

以 上